

令和5年 第1回 農業委員会総会

日 時 令和5年1月23日 (月) 午前11時00分

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1 番 大城 真由美	2 番 山城 学
3 番 久保田 政子	4 番 百次 成仁	5 番 杉本 雄靖	6 番 山城 弘美
7 番 長嶺 安浩	8 番 宮里 良淳	9 番 玉城 正智	10 番 金城 義幸

農地利用最適化推進委員

1 番 長嶺 栄	2 番 金城 正弘	3 番 長嶺 淳二	4 番 大城 久
5 番 賀数 宏	6 番 伊敷 幸隆	7 番 幸地 豊	8 番 我謝 久男
9 番 伊礼 幸清	10 番 新垣 芳隆	11 番 山城 隆次	12 番 山城 満
13 番 志茂 政安	14 番 安谷屋健治		

【欠席委員】

大本 秀子 幸地 豊

【職務のために出席した職員】

大城 勝雄 国吉 孝 金城 伊作

【議事録署名人】

3 番 農業委員 久保田 政子 4 番 農業委員 百次 成仁

【議事日程】

日程第1	議案第1号	農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
日程第2	議案第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第3	議案第3号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議案第5号	農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について

令和5年第1回 総会 議事録

事務局	これより令和5年第1回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 それでは令和5年第1回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は3番農業委員の久保田政子さんと4番農業委員の百次成人さんでお願いします。次回調査委員は、5番農業委員の杉本雄靖さん、5番農業員の山城弘美さん、14番推進委員の安谷屋健治さんでお願いします。 【議事日程】 日程第1 議案第1号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について（7件） 日程第2 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（11件） 日程第3 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（1件） 日程第4 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（4件） 日程第5 議案第5号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について（2件） 【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案第1号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について事務局説明願います。
事務局	それでは、2ページをお開き下さい。農業経営基盤強化法利用権設定について4-61～4-67まで読み上げて説明。
会長	只今の案件について、疑問質問があればよろしくお願いします。
委員	3ページですが、借り手になったり貸し手になったりしていますが、土地の集団化なのか？流動化なのか？

事務局	土地の有効的な流動化を確認しています。
会長	他に？ 質問等なければ、只今の案件可としてよろしいでしょうか？
事務局	異議なし。
会長	只今の案件可とします。次議案第 2 号について事務局説明をお願いします。
事務局	それで 5 ページをお開き下さい。1 番と 2 番は関連します、1 番は北波平の 1 筆で 2 番も同じく北波平の 1 筆で交換による所有権移転であります。3 番と 4 番は関連します。3 番と 4 番は真栄里の各 1 筆で交換による所有権移転であります。5 番は名城の 1 筆で 3 年間の賃借権設定であります。6 番は摩文仁の 1 筆で売買による所有権移転であります。7 番は武富の 1 筆で売買による所有権移転であります。8 番は南波平の 2 筆で売買による所有権移転であります。9 番は大度の 1 筆で売買による所有権移転であります。10 番は真壁の 2 筆で贈与による所有権移転であります。11 番は喜屋武の 1 筆で売買による所有権移転であります。以上です。
会長	只今の案件について疑問質問があればよろしくお願いします。 (時間をおいて) 質問がなければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案第 2 号は可とします。次に議案第 3 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明を。
事務局	9 ページをお開き下さい。4 条は 1 件です。米須の 1 筆で農地区分は第 1 種農地で農家住宅への転用であります。以上です。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	10 ページをお開き下さい。申請地は第 1 種農地であり、原則不許可であります。不許可の例外「集落接続」に該当するため、農家住宅への転用は問題無いものと判断しました。
会長	只今の案件について、疑問質問等があればよろしくお願いします。

	時間をおいて、質問なければ只今の案件可としてよいでしょうか？
事務局	異議なし。
会長	議案第 3 号は可とします。次に議案第 4 号について、説明願います。
事務局	13 ページをお開き下さい。農地法第 5 条について 1 番 国吉の 1 筆で農地区分は第 2 種農地であります。売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。2 番 喜屋武の 1 筆で農地区分は第 2 種農地であります。売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。3 番 山城の 1 筆で農地区分は第 1 種農地であります。売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。4 番 摩文仁の 1 筆で農地区分は第 2 種農地で、売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。以上です。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	報告します。14 ページをお開き下さい 国吉についてですが、周りを住宅や雑種地に囲まれた第 2 種農地であるため、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。次 16 ページをお開き下さい。申請地は、宅地及び雑種地・原野に囲まれた第 2 種農地であり、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。次に番号 3 番 18 ページをお開き下さい。山城であります。申請地は宅地及び畑に囲まれた第 1 種農地であるため、原則不許可であります。不許可の例外「集落接続」に該当するため一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。次に 20 ページをお開きください、申請地は宅地に囲まれた第 2 種農地であるため、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。皆さんのご審議をお願いします。
会長	只今の案件について、意見や疑問質問があればどうぞ。 時間を置いて、只今の案件可としてよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案第 4 号は可とします。次に議案第 5 号について説明願います。
事務局	それでは、22 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 2 件を読み上げて説明。

会長

只今の案件について、同意としてよいでしょうか？

委員

異議なし。

会長

議案第 5 号は同意とします。本日の案件は以上です。

事務局

以上で本日の総会を終了いたします。

議事録署名人

3 番 農業委員

久保田 政子

4 番 農業委員

百次 成仁